

令和元年6月12日現在

機関番号：13801

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2018

課題番号：26381318

研究課題名（和文）発達障害を対象としたサテライト方式による通級指導教室の活用に関する研究

研究課題名（英文）Satellite Resource Rooms for Children with Developmental Disabilities

研究代表者

大塚 玲 (Otsuka, Akira)

静岡大学・教育学部・教授

研究者番号：00233172

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：（1）静岡県においてサテライト方式による発達障害を対象とする通級指導教室担当教員に面接調査を実施し、サテライト方式の通級による指導の成果と課題を明らかにした。（2）47都道府県及び20政令指定都市教育委員会を対象に、通級による指導の実施状況等についての質問紙調査を実施した。巡回指導又はサテライト方式の通級指導を実施していると回答のあった自治体のうち、岡山県、兵庫県、長野県教育委員会等への訪問調査を行い、通級による指導の仕組みや成果と課題を整理し、地域における通級による指導の望ましい在り方について考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2006年度の制度化以降、発達障害を対象とした通級による指導を受けている児童生徒数は高い増加率を示しているが、未だ他校通級の割合が高く、保護者の送迎が不可能な場合は制度を利用できないなど、課題が少なくない。サテライト方式の通級指導教室とは、通級担当教員が本務校に加え、週1～2日程度、サテライト校において指導を行う方式であり、そうした課題を解決するための有効な方策の一つである。本研究は、今後さらなる増加が予想される通級指導教室の設置のあり方を考えるうえで、とくに児童生徒・保護者の利便性の向上や担当教員の専門性の確保等の観点からの重要な示唆を提供できるものである。

研究成果の概要（英文）： In Shizuoka Prefecture, we interviewed for the teacher of Satellite Type Resource Rooms for Children with Developmental Disabilities and we clarified about the result about Satellite Type Resource Rooms.

For the board of education of all prefectures, and the board of education of 20 government-ordinance cities, we conducted question paper investigation about the enforcement situation of Satellite Type Resource Rooms for Children with Developmental Disabilities. From the self-governing body with a reply, we chose Okayama Prefecture, Hyogo Prefecture, and Nagano Prefecture, and conducted visit investigation to each board of education. The selected reason is that there was a Satellite Type or Round Type Resource Rooms. We clarified the structure and the feature of the Resource Rooms and I considered the system of the desirable Resource Rooms in the area.

研究分野：特別支援教育

キーワード：通級による指導 特別支援教育 通級指導教室 サテライト方式 発達障害 巡回指導

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

平成 24 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会によって「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」が報告された。そこでは、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すとともに、障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるようにすることなどを求めている。インクルーシブ教育システム構築に向かうわが国の特別支援教育の方向性については、賛同を示す意見が多い一方で、教員や保護者からは、障害のある子どもが地域の小・中学校に就学した場合、子どもが達成感をもちながら学習活動に参加できる環境を本当に提供することができるのかといった不安の声が聞かれるのも事実である。

インクルーシブ教育システムの構築を推進していくためには、具体的に何をどのように整備していけばいいのか。このことについて、国立特別支援教育総合研究所では平成 25 年に、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」を報告している。この研究では、インクルーシブ教育において提示された新たな概念である「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の観点に沿って、障害のある児童生徒への望ましい配慮や指導方法等を実践例として提示している。通常学級における発達障害のある児童生徒に対する合理的配慮の実践では、通級による指導が重要な役割を担っており、それには 3 つの重要なポイントがあると述べている。1 つは、通常学級のみでは対応に限界があるということである。校内に通級指導教室があれば、LD 等の児童生徒に対し、その認知特性を考慮した教育方針を立てることは比較的容易であるが、それが無い場合は、個のニーズに応じた合理的配慮を十分に提供することが困難になると指摘している。2 つ目は、通級指導教室との連携協力によって、通常学級では特別支援教育にかかわる知見を迅速に共有でき、より充実した合理的配慮の実践が可能になることである。3 つ目は、発達障害のある児童生徒の指導においては、自立活動だけでなく、教科の補充指導に対するニーズが高く、それが効果的に機能することである。通級指導教室が校内にあれば、教科の補充指導を積極的に実施するための枠組みや環境を整えることができると指摘する。さらにこの研究では、基礎的な環境整備、なかでも、「専門性のある教員」「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」が十分に整っておらず、結果として特別支援教育に関するリソースが少ない学校にとっては、児童生徒の実態把握をどう解釈し、専門的な指導・支援にスピーディに、フットワーク軽くつなげていくかが、今後の大きな課題であると述べている。このようにインクルーシブ教育システムの構築を推進するためには、専門性をもった教員が身近に存在し、必要に応じて通常学級の担任に助言したり、協働で児童生徒に支援したりするような仕組みを整備していくことが必要である。とりわけ発達障害のある児童生徒に対して、通級指導教室は学校の基礎的環境を整備するうえで欠かすことのできない重要な役割を担うことになる。

学校教育法施行規則の一部改正により、2006 年度から LD や ADHD の児童生徒が通級による指導の対象として正式に位置づけられることとなった。それ以降、いわゆる発達障害を対象とした通級による指導を受けている児童生徒数は高い増加率を示している。研究代表者らによる静岡県の調査研究(大塚・石田,2013)においても、2006 年に初めて県内に発達障害を対象とした通級指導教室が開設され、その後 5 年間で小学校における設置数は初年度の 8 倍、児童数も 8 倍ほどに増加したことを把握している。また、調査結果から通級指導教室は、「子どもの自信や意欲の回復と情緒的な安定」や「学級担任や在籍学校への具体的な支援、保護者への支援」において大きな役割を果たしており、「特別支援教育の推進の中心としての情報発信や啓発」の面でも、通級担当教員が主体となって特別支援教育に関する研修会を行ったり、保護者や地域の小学校に対して、発達障害等の理解・啓発のために情報を発信したりしていることが認められた。しかし一方で、通級指導教室は多くの課題を抱えていた。自校通級に比べ他校通級が多いため、保護者の送迎が不可能な場合は通級の制度を利用できない、放課後の指導に希望が集中し、保護者の要望通り日程を組むことができない、担当教員が勤務時間を超えて指導を行わなければならないケースがあるなどである。

こうした問題を解決するための一つの方策として、静岡県では平成 23 年度からサテライト方式による通級指導教室を開始した。サテライト方式の通級指導教室とは、通級指導担当教員が本務校に加え、週 1~2 日程度、サテライト校において通級による指導を行う方式である。もともとサテライト方式の通級による指導とは、難聴の児童生徒に対して、聴覚障害特別支援学校が通える範囲にない地域や通級指導教室が設置されていない地域に、特別支援学校の教員が地域の学校や施設に出向いて指導を行うものである。発達障害のある児童生徒を対象にした静岡県のサテライト方式による通級指導教室は全国的にも数少ない先進的な取組であると思われる。この方式による通級指導教室の現状と課題を明らかにし、その活用のあり方を探ることは、インクルーシブ教育システム推進の鍵となる多様な学びの場の整備や、基礎的環境の整備を考えるうえで貴重な知見を提供するものと考えられた。

2. 研究の目的

(1) 研究 1: 発達障害の児童生徒を対象としたサテライト方式による通級による指導を担当している静岡県内の教員の取り組みの実態を整理することによって、サテライト方式による通級による指導の成果と課題を明らかにする。

(2) 研究2：巡回指導あるいはサテライト方式による通級による指導を実施している全国のいくつかの自治体を取り上げ、その現状を明らかにし、成果や課題を整理し、地域における通級による指導の望ましい在り方について考察する。

3. 研究の方法

(1) 研究1：発達障害の児童生徒を対象としたサテライト方式による通級による指導を実施している静岡市内の小学校2校、中学校1校を訪問し、それぞれの学校の通級担当教員3名に面接調査を実施し、サテライト方式による通級による指導の実態について聞き取りを行った。

(2) 研究2：47都道府県及び20政令指定都市教育委員会を対象に、通級による指導における巡回指導あるいはサテライト方式の実施状況等についての質問紙調査を行った。質問紙を教育委員会義務教育課長宛てに郵送し、通級指導教室担当の指導主事に回答と郵送による返信を求めた。質問紙は2018年9月上旬に発送し、締め切りを10月上旬とした。その結果、回答を得ることができた30県14指定都市(回収率

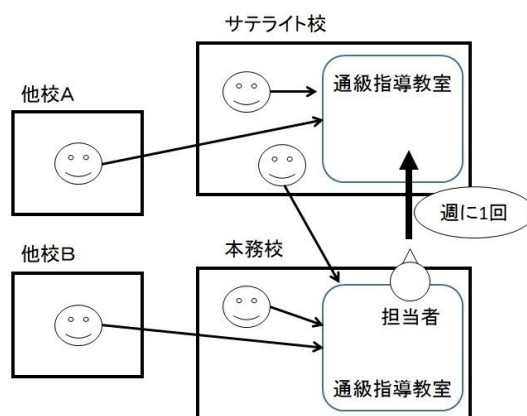


図1 本務校とサテライト校の模式図

65.7%)のうち、巡回指導を行っているとの回答があったのは20県、2指定都市、サテライト方式による通級による指導を行っているとの回答があったのは6県、5指定都市であった。

次に、巡回指導またはサテライト方式による通級による指導を行っているとの回答があった都道府県のうち、岡山県、兵庫県、長野県を対象に訪問調査を行った。具体的には、岡山県、岡山市、倉敷市、兵庫県、尼崎市、長野県、上田市、東御市の各教育委員会指導主事である。上記の各教育委員会に個別に電話をかけ、研究の趣旨を説明し、内諾を得た。その後、事前に各教育委員会の特別支援教育主管課長等に質問紙と訪問調査の依頼文を郵送し、その質問項目に沿って聞き取り調査を実施した。聞き取り調査の時間は1時間程度であった。調査は2018年10月から11月にかけて行った。県教育委員会指導主事に対する調査項目は大きく以下の3つに大別できる。特別支援教育への取り組み、通級による指導、連携についてである。市教育委員会指導主事に対する調査項目は以下の10項目である。指導形態、児童生徒数、学校数、教員数、教室の設置、指導の頻度、巡回指導あるいはサテライト方式での指導実施の理由、巡回指導あるいはサテライト方式の成果、巡回指導あるいはサテライト方式の課題、通級による指導の課題についてである。

4. 研究成果

(1) 研究1：発達障害を対象としたサテライト方式の通級による指導を実施している静岡市内3校の小・中学校いずれも、保護者の送迎が通級の障壁となっている児童生徒に対して、自校で通級指導を受けられるようにさせたいという学校や通級担当教員の思いがサテライト開設の大きな動因となっていた。通級担当教員にとって、指導している児童生徒の在籍学級での様子を観察できたり、学級担任と協力して迅速に対応できたりすることが成果としてあげられた。サテライト校の教員にとっては、通級による指導を受けていないが、学級の中で担任が気になっている児童についても通級担当教員に相談にのってもらえる利点があげられた。一方で、通級担当教員と保護者が関わる機会が減り、家庭との連携や保護者の理解が進みにくいという課題や、持ち運べる教材・教具に制約があるなど指導上の課題も指摘された。サテライト通級をさらに拡大していくためには、これらの課題に対する具体的な方策を検討するとともに、今後を見越して専門性の高い担当教員をいかに養成していくかを考えていく必要がある。また、特別なニーズのある児童生徒が市内のどこの学校に在籍していても必要な指導を受けられるように、市内全域を視野に入れた通級の仕組み作りの必要性が示唆された。

(2) 研究2：本研究では、岡山県、兵庫県、長野県の3県を調査したが、障害種別の通級指導教室の名称や通級指導教室の配置の在り方など、通級による指導のシステムは、自治体によって多様であった。しかし、これらの3県はいずれも、必要とする児童生徒に見合うだけの通級指導教室の新設や増設が難しい状況のなか、地域のもつさまざまな要因を考慮しながら、「生徒や保護者の移動による負担軽減のため」保護者の送迎が困難な生徒が通級による指導を受けられるようにするための仕組み作りに取り組んでいることが認められた。

岡山市では、2018年度、小学校に情緒障害通級指導教室を9校(15教室)、言語障害通級指導教室を4校(7教室)、中学校に情緒障害通級指導教室を2校(2教室)設置している。さらに、通級指導教室設置校とは別に地域拠点教室を設置している。地域拠点教室は、いわゆるサテライト教室のことで、通級指導教室設置校の担当教員が地域拠点教室に出向いて指導を行う。倉敷市では、2007年度より倉敷地区に位置する倉敷市立東中学校に情緒障害通級指導教室が設置されている。倉敷市における中学校の通級指導教室はこの東中学校1校のみであるが、水島

地区、児島地区、玉島地区、船穂・真備地区の各地区に1校ずつサテライト教室が設置されている。東中学校には担当教員が4人配置されており、分担して各地区のサテライト教室に向き、指導を行なっている。このように、岡山県では、限られた教室数で広域をカバーするための方策としてサテライト方式による通級による指導が行われている。サテライト方式の実施は、各市町村の判断で行っているが、サテライト校設置の際に、担当教員がどの学校とどの学校で兼務するかについては、県と相談のうえで決定している。市町をまたいで兼務するケースもあり、その場合は、当該市町で協定を結ぶ、あるいは兼務校での勤務日数については教育事務所を通じて決定している。

兵庫県は巡回指導が通級対象児童生徒の47.7%を占め、他校通級はわずか4.8%であり、その特色は巡回指導にあるといえる。今回調査を実施した尼崎市では、自校通級と巡回指導の2つの形態で通級による指導を行っている。通級担当教員は小学校4人、中学校2人で、全員が所属校での指導（自校通級）と巡回指導の両方を行っている。通級の学区は明確には決めておらず、物理的にも時間的にも条件の合う学校の担当教員が巡回先に赴く。現在は通級による指導を希望する児童生徒の増加から、1回の指導で複数の児童生徒を指導する場合もある。

巡回指導を行うことで、「児童生徒の移動などの負担が軽減された」「学校での様子や課題が明確になる」といった成果があげられている。併せて、在籍校の特別支援教育への理解の促進にも効果が認められる。しかし、巡回を行えば行うほど所属校の出張旅費がかさみ経費の負担が増す、教員の移動負担の増加や学習環境の確保の難しさなどの課題も明らかになっている。尼崎市では、LD・ADHD等を対象とした教育支援員を配置している。教育支援員は、教員免許又は臨床心理士の資格を持っている者がなっている。基本的には、授業の中で児童生徒の困り感に寄り添った支援を行う。2018年度、尼崎市全体で教育支援員に23人を採用し、通級指導教室が開設されていない学校に配置している。教育支援員の対応では難しい場合に、通級指導教室での支援を考える、といったような尼崎市の仕組みは他の自治体にとっても参考になる取り組みといえるであろう。

長野県はこれまで特別支援学級の整備に力を入れてきており、その在籍率は全国平均に比べて高いが、通級指導教室の設置率は低いままであった。そのため、長野県では、通級による指導が必要なすべての児童生徒が通級指導教室を利用できるようにするため、巡回指導やサテライト型指導等を含めた効果的な通級指導教室の運用を進めることを目指している。しかしながら、長野県は小規模な市町村や中山間地などで、児童生徒の人数が設置相当数に満たないため、通級指導教室を設置したくてもできない市町村がある。今回の調査で訪問した上田市と東御市では、市を越えたサテライト型の指導の取り組みが開始されていた。2018年度から上田市立北小学校の通級指導教室の担当教員が週1日、東御市の通級指導教室を兼務するかたちで県からの兼務発令が出たため、通級による指導が開始された。こうした市を越えたサテライト型の通級による指導の取り組みは、同じように市単独での設置には至らない自治体にとって参考となる取り組みといえる。

<引用文献>

国立特別支援教育総合研究所、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究 - 具体的な配慮と運用に関する参考事例 -、国立特別支援教育総合研究所、2013

大塚 玲・石田元美、静岡県における発達障害を対象とした小学校通級指導教室の現状と課題、静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）第63巻、2013、55-70

中央教育審議会初等中等教育分科会、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）、文部科学省、2012

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

大塚 玲・山元 薫、巡回指導およびサテライト方式による通級による指導：岡山県、兵庫県、長野県の取り組み、静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要、査読有、第29号、2019、228-235

<http://doi.org/10.14945/00026372>

大塚 玲・大川純子・清水直子・石川 誠、発達障害児を対象としたサテライト方式の通級による指導の取り組み、静岡大学教育学部附属教育実践総合センター紀要、査読有、第26号、2017、217-225

<http://doi.org/10.14945/00010155>

大塚 玲・村上和穂、静岡県におけるサテライト方式の通級による指導の現状と課題、静岡大学教育学部研究報告（人文・社会・自然科学篇）査読有、第66巻、2016、13-25

<http://doi.org/10.14945/00009516>

〔学会発表〕(計2件)

大塚 玲、特別な支援が必要な児童に対する教員間の連携の構造分析、日本特殊教育学会第

55 回大会、2017

大塚 玲・村上和穂、静岡県におけるサテライト方式の通級による指導の現状と課題、日本
LD学会第 23 回大会、2014

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：山元 薫

ローマ字氏名：YAMAMOTO Kaoru

所属研究機関名：静岡大学

部局名：教育学部

職名：准教授

研究者番号 (8 桁): 00755944

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。